\bigcirc

制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。)並びに講師	一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するもの
するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)並びに定時	、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職
及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合	勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当
特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金	養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別
職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員	、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(学校栄
(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。) 、宿日直手当、管理	赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)
含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当	料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身
当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を	含む。以下同じ。)及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給
ものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手	びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を
該職員を含む。以下同じ。)及び事務職員のうち次に掲げる職員である	七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並
幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当	る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第
十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主	一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限
る者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六	導員、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十
二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占め	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指
寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第	程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主幹教諭、
幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、	及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課
、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主	、特別区を含む。) 町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程
前期課程及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては	の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)を除き
第一条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の	第一条 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条
現行	改正案

に要する費用の弁償 条第二項に規定する非常勤の講師に限る。 三年法律第百十六号。 務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 育手当 に限る。 (中等教育学校の校長に係るものとする。 (以 下 「給料その他の給与」という。 (次条において 以下「義務教育諸学校標準法」という。 「報酬等」という。 の報酬及び職務を行うため 並びに定時制通信教 並びに講師 は、 (昭和三十 都道府県 (公立義 第十七

でいる者を含む。) 数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定め の負担とする

一·三 (略)

の課程の授業を担任する指導教諭 理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。 校務を整理する教頭、 定時制の 日 いう。)を置くものの校長 課程を含む。 項に規定する定時制の課程 制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。 市 課程に関する校務をつかさどる副校長、 (指定都市を除く。))で学校教育法 主幹教諭 (定時制の課程のほかに同項 (昭和二十二年法律第二十六号) (以下この条において 町村立の高等学校 (定時制の課程に関する校務の一部を整 教諭、 助 教諭及び講師 定時制の課程に関する (中等教育学校の後期 「定時制 並びに定時 に規定する全 (常勤の者及 の課程」 第四条第 制 لح

都道府県の負担とする。
(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(

れる職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)る小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規義務教育諸学校標準法第六条第一項の規

二·三 (略)

第二条 を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。 する校務を整理する教頭、 る全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。 条第一項に規定する定時制の課程 後期課程を含む。)で学校教育法 の十九第一項の指定都市を除く。 、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、 という。)を置くものの校長(定時制の課程のほかに同項 市 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 主幹教諭 (以下この条において「定時 (昭和二十二年法律第1 町村立の高等学校 (定時制の課程に関する校務の 定時制の (中等教育学校 第二百五十二条 一十六号) に規定す 並びに定 課程に関 制 の課程 第四 部

の負担とする。

第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬等は、都道者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を事法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給時制の課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の時制の課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の

府県の負担とする。

- 11 -

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級	3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小
(略)	(略)
	定めることができる。
	を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として
	必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数
	育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に
数の基準として定めることができる。	を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教
により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の	及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数
を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定	一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類
、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態	学校(中等教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)の
下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし	二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校又は中
げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の	都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の
程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲	第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定
2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課	2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律
により、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。	により、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。
く少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところ	く少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところ
るものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著し	るものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著し
第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制す	第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制す
(学級編制の標準)	(学級編制の標準)
現行	改正案

 \bigcirc

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)(抄)(第九条関係)

(傍線部分は改正部)

生徒の数の基準として定めることができる。 の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文 ただし、 合にあつては、三人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。 大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場 学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、 都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒 六人(文部科学

(学級編制

第四条 校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。 標準として、 条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学 前

2 編制する場合にあつては、 生徒の数の標準とし、 掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は にあつては前条第一 (文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、 一項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に 特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人 三人 を一学級の児童又は生徒の数の 当該学校の児童又は生徒の実態を 小学校又は中学校 が標準と

(学級編制についての都道府県の教育委員会への届出

考慮して行う。

当該指定都市の教育委員会が

標準として、 下回る数を、 要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を 委員会は、 上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人) の児童又は生徒の数の基準は、 当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必 当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定 都道府県の教育委員会が定める。ただし、 六人(文部科学大臣が定める障害を二以 都道府県の教育

(学級編制

めることができる。

第四条 を考慮して行う。 設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態 定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、 公立の義務教育諸学校の学級編制は、 前条第二項又は第三項 当該学校を の規

(新設)

(学級編制についての都道府県の教育委員会への届出

県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更し諸学校に係る前条第一項の学級編制を行つたときは、遅滞なく、都道府第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育

たときも、

同様とする。

(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

の場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数で、)は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第一ででは、のののでは、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第一のでは、
「おいっとする。
「ないっとする。
「な

の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。れ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員

第五条 市(特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第

都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制をする義務教育諸学校に係る前条の学級編制を行つたときは、遅滞なく、二号において同じ。)町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置

(小中学校等教職員定数の標準)

変更したときも、

同様とする。

第六条 職員の総数 の前期課程 類の区分ごとの総数を定めなければならない。 当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種 た数を標準として定めるものとする。この場合においては、 条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計 各都道府県ごとの、 (以下「小中学校等教職員定数」という。) (学校給食法第六条に規定する施設を含む。 公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校 は、)に置くべき教 次条、 それぞれ 第七

定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規2 第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに

護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養

·二 (略)

計した数とする。

第一号及び第二号において同じ。)町村の数等を考慮して政令で定め定する病院又は診療所をいう。)が存しない市(特別区を含む。次条三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規

(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)

るところにより算定した数

第十条 を標準として定めるものとする。 十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数 指定都市特別支援学校教職員定数」という。)は、 する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「 学校教職員定数」 の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数 各都道府県ごとの、 という。 都道府県及び市町村の設置する特別支援学校 並びに各指定都市ごとの、 。 以 下 それぞれ、 「都道府県特別支援 指定都市の設置 次条、 第

護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養

·二 (略)

計した数とする。

政令で定めるところにより算定した数 定する病院又は診療所をいう。)が存しない市町村の数等を考慮して三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規

(特別支援学校教職員定数の標準)

計した数を標準として定めるものとする。

、、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合い、会、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合い、会ができ数職員の総数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、

準により算定するものとする。 級の数は、第三条第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学

(教職員定数に含まない数)

等教職員定数、指定都市小中学校等教職員定数、都道府県特別支援学校第十八条第六条第一項及び第十条第一項の規定による都道府県小中学校

教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に等教職員定数、指定都市小中学校等教職員定数、都道府県特別支援学校

係るものを含まないものとする。

一~五 (略)

(報告及び指導又は助言)

ている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣には指定都市に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれ職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県又第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教

通知して、

指導又は助言をすることができる。

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条第一項及び第十条第一項の規定による小中学校等教職員

定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含ま

ないものとする。

一~五 (略)

(報告及び指導又は助言)

第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教

対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に

の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指

導又は助言をすることができる。

C)
地方教育行政の組締及て遺営に関する法律(也が女育で女の且我之が重なこまで、のまま
律(昭利三十一年	
一年法律第百六十二号)	
(抄)	
() 所則第十王条関係	(十月)等一元, 三司冬

份 、傍線部分は改正部分)

第四十条 者の ていた者であるときは、 お 県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする び第六十一条第二項において同じ。 兀 以下同じ。 法第二十八条の五第一 の規定にかかわらず、 教育委員会) 会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う 該 り当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、 条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う この場合におい (県費負担教職員の任用等) て同法第二十二条第一 の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの į١ 十四条、 て読み替えて適用する場合を含む。 一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一 市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員 第三十七条の場合において、 を除く。 第四十五条第一項、 は、 地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項 て、 当該県費負担教職員が当該免職された市町村にお 以下この条、 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。 項 当該県費負担教職員の当該他の市町村における の市町村の県費負担教職員 改 (教育公務員特例法第十二条第一項の規定に 第四十六条、 正)を免職し、 第四十二条、 都道府県委員会(この条に掲げる 案 の規定により正式任用になつ 第四十七条、 第四十三条第三項、 引き続いて当該都道府 (非常勤の講師 項の規定によ 第五十九条及 同 第 当 第四十条 ľ, 七条、 を含む。 職員に採用することができるものとする。 四十三条第三項、 を占める者を除く。 び第二十八条第一 に関する事務を行う教育委員会)は、 場合にあつては、 者の一方又は双方が第五十五条第一項 (非常勤の講師 (県費負担教職員の任用等) を免職し、 第五十八条第二項、 第三十七条の場合において、 の規定により正式任用になつていた者であるときは 当該一 項の規定にかかわらず、 第四十四条、 以下同じ。 現) を 除 く。 行

育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合 負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第 事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員 条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である 条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの (同法第二十八条の五第一 引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担 の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する 第五十九条及び第六十一条第二項において同 第四十五条第一項、 地方公務員法第二十七条第二項 都道府県委員会 第五十八条第 この場合におい 以下この条、 項に規定する短時間勤務 0) 市町村の県費負担 第四十六条、 (この条に掲げる 第四十二条、 項又は第六十一 て、 当該県費 の採用 項 第四 |教職| の職 **(教** 第 及 員

当該県

していた地方公共団体の職員)			体の職員)		
る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属			の処分を受けた当時属していた地方公共団		
こととされた市町村教育委員会の任命に係			教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職		
県費負担教職員の任用に関する事務を行う			用に関する事務を行うこととされた市町村		
定により同法第三十七条第一項に規定する			七条第一項に規定する県費負担教職員の任		
八条第一項若しくは第六十一条第一項の規			第六十一条第一項の規定により同法第三十		
営に関する法律第五十五条第一項、第五十			営に関する法律第五十五条第一項若しくは		
教育委員会又は地方教育行政の組織及び運		記以外の部分	教育委員会又は地方教育行政の組織及び運		記以外の部分
職員(第三号の場合にあつては、都道府県	列 職員	第十六条各号码	職員(第三号の場合にあつては、都道府県	職員	第十六条各号列
	句			句	
子	られる字		j	られる字	
ス 読み替える字句	- 読み替え	規定	一読み替える字句	読み替え	規定
	のとする。	読み替えるものとする。		とする。	読み替えるものとする。
掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に	中欄に掲げ	掲げる規定の	掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に	欄に掲げる	掲げる規定の中間
対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に	「務員法を適	対して地方公	対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に	員法を適用	対して地方公務局
この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に	の法律に特	第四十七条 こ	この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に	法律に特別	第四十七条 この
特例)	(地方公務員法の適用の特例)	(地方公務員	特例)	の適用の性	(地方公務員法の適用の特例)
は、適用しない。	7一項の規定	第二十二条第一項の規定は、			
費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法	の当該他の		地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。		採用については、

指定都市の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあに関する特例)	定都市の県豊関する特例)	第五十八条指定都市に関		第五十八条削除
	のとする。	を経由するものとする。		る。
る事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会	る事務を行ら	の任用に関する)であるときは、市町村委員会を経由するものとす	を行う職員を除く。
第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がそ	「項又は第六	第五十八条第	は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務	は第六十一条第一
おいて、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、	れいて、 当該	。この場合にか	、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又	。この場合において、
当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる		事項について、	事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる	事項について、当時
学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する	職会は、当該	5 学校運営協議	学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する	5 学校運営協議会
		2~4 (略)		2~4 (略)
	(略)	第四十七条の五	н)	第四十七条の五 (略)
		2 (略)		2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)
)により				
うこととされた市町村教育委員会を含む。			村教育委員会を含む。)により	
る県費負担教職員の懲戒に関する事務を行			懲戒に関する事務を行うこととされた市町	
規定により同法第三十七条第一項に規定す			十七条第一項に規定する県費負担教職員の	
第五十八条第一項又は第六十一条第一項の	において		において は第六十一条第一項の規定により同法第三	V.
- 及び運営に関する法律第五十五条第一項、	公共団体		公共団体 及び運営に関する法律第五十五条第一項又	公
地方 都道府県教育委員会(地方教育行政の組織	当該地方	第十六条第三号 当該	当該地方 都道府県教育委員会(地方教育行政の組織	第十六条第三号 当

2 が行う。 第二十一条第二項、 つては、 条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会 該指定都市の教育委員会が行う。 職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、 指定都市の県費負担教職員の研修は、 報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額) 第二十三条第一項、 第四十五条、 第二十四条第一 教育公務員特例法 項、 の決定、 第二十五 当 休